

## 平成14年中におけるけん銃使用事案について

### 1 各年別けん銃使用事案件数

|          | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 構え       | 3   | 4   | 19  | 9   | 24  |
| 威かく射撃等   | 6   | 5   | 2   | 12  | 20  |
| 相手に向けて撃つ | 4   | 6   | 8   | 5   | 10  |
| 合計       | 13  | 15  | 29  | 26  | 54  |

平成14年のけん銃使用事案件数は前年の約2倍である。

### 2 平成14年中の事案の分析

#### (1) 被疑者の検挙状況

被疑者を現場で検挙した事案が6割を越えている。特に「相手に向けて撃つ」事案では9割が現場検挙である。

#### (2) 被疑者検挙事案の罪種別検挙状況

公務執行妨害や器物損壊のほか、殺人、強盗、窃盗、覚せい剤取締法違反、銃刀法違反、無免許運転等での検挙（未遂を含む）がある。

#### (3) 相手の凶器

車両を凶器とした事案のほか、バタフライナイフ、包丁、けん銃、バール等を凶器とした事案が見られる。

#### (4) 人への危害

けん銃使用により人に危害を与えた事案は11件（うち死亡2件）であり、いずれも対象は被疑者である。

### 3 今後の取組み

警察学校及び各職場において、けん銃を使用する際の判断能力や射撃技能を向上させるための教育訓練を実施し、適正かつ的確なけん銃の使用が行われるよう、教育訓練の更なる徹底を図ることとしている。